

奈情審第97号
令和2年11月2日

奈良市長 様
(審査庁担当課 総務部総務課)

奈良市情報公開審査会
会長 戸城 杏奈

行政文書開示請求部分開示決定処分に対する審査請求について (答申)

令和2年8月19日付け奈総総第301号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問：行文第02-5号】

奈良市長（処分庁担当課 子ども未来部子育て相談課）が行った令和2年7月13日付け奈子児準第9号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分に対する審査請求について

(別紙)

答申：行文第 5 3 号

諮問：行文第 0 2 - 5 号

答 申

第 1 審査会の結論

奈良市長が、令和 2 年 7 月 1 3 日付けで行った奈子児準第 9 号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和 2 年 6 月 1 8 日付けで、条例第 5 条第 1 項の規定に基づいて、奈良市長（以下「処分庁」という。）に対して、「(仮称) 子供センター候補地決定に係る文書（他候補地と比較検討した文書を含む。）」の行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する行政文書

処分庁は、本件開示請求に対し、次の行政文書を対象行政文書として特定した。

(1) (仮称) 奈良市子どもセンター建設予定地について（令和元年 1 1 月 5 日決裁）（以下「本件行政文書 1」という。）

(2) (仮称) 奈良市子どもセンター候補地案の検討（以下「本件行政文書 2」という。）

3 処分庁の決定

処分庁は、本件行政文書 1 についてはそのすべてを開示決定し、本件行政文書 2 については、「①の項のメリット、デメリット及び対応策案の欄並びに②から④までの項は、当該意思決定に至るまでの過程の検討段階において必要な内容であり、意思決定後であっても、情報を公にすることにより、市民に不要な誤解や憶測を招く事が想定され、不当に市民等の間に混乱を生じさせる恐れがあり、条例第 7 条第 5 号に該当するため」という理由で本件処分を行い、令和 2 年 7 月 1 3 日付けでその旨を審査請求人に通知した。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消し

2 審査請求の理由

審査請求書によると、審査請求の理由はおおむね次のとおりである。なお、反論書及び当審査会への意見書の提出並びに口頭意見陳述の申出はなかった。

開示すべき事項であると考ええる。意思決定後であり、誤解や憶測を招くことはない。

第4 処分庁の説明の要旨

弁明書及び当審査会での口頭による説明を要約すると、本件行政文書2の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の理由は、おおむね次のとおりである。

1 弁明書

今回整備予定の（仮称）奈良市子どもセンター（以下「子どもセンター」という。）は、児童相談所・一時保護所、地域子育て支援センター、キッズスペース等の複合施設を予定している。

まず、本件行政文書2は、子どもセンター開設のための建設場所を検討した文書であり、これにより子どもセンターの建設予定地は決定したが、子どもセンターの整備事業は、現在、施設整備を開始していないこと、必要な法令の整備ができていないこと、さらに今後の進捗状況等によっては、建設場所の再検討が必要となることもあり得ること等から、審議、検討又は協議に関する情報であると考ええる。

また、子どもセンター建設場所の検討は、一定程度の敷地面積が確保できる市有地であることや交通アクセス、整備に影響する土地の形状等を条件に検討を進め、現に市民等が利用している公園を含めた施設で検討を行ったが、児童相談所・一時保護所に対する一般的なイメージについては、児童虐待から子どもの安全を守り、子どもの健全な成長のために社会的に必要な施設であると認識しつつも、一方で東京都特別区の児童相談所整備に係る地元住民説明会における建設に対する意見にみられたように、「児童相談所等は必要だと思うが、どうしてこの場所なのか」と拒否的に考える市民等が存在することは明らかであり、市民にとって高い関心ごとであると推察され、一時保護所では、地元住民の理解が得られないまま施設を整備したため、地元住民から施設正面玄関の使用や、窓の開放、さらに夜間の車の出入り等の制限を余儀なくされ、一時保護等の業務に支障をきたしていると聞いている。

これらのことから、未成熟な情報や検証が不十分な情報が公になると、誤解や憶測によって、市民等に不安を生じさせる可能性があり、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがあると考ええる。

以上のことから、本件処分は、条例第7条第5号を根拠に適法かつ適正になされており、速やかに妥当であると決定されるよう求める。

2 口頭による説明

処分庁では、児童相談所を含む子育て支援の拠点である子どもセンターの開設準備を進めており、令和3年度の設置を目指している。その中で建設予定地として柏木公園を選定し、令和元年11月に地元住民に説明会を開催し、同年12月議会定例会において柏木公園に建設することを表明した。本件行政文書の(2)については、子どもセンター建設候補地を検討するにあたって、候補地の場所、交通アクセス、周辺環境、メリット、デメリットなどをまとめた一覧表である。

本件行政文書2に記載されている候補地については、住民が長年にわたり使用している施設が含まれている。またメリット、デメリット欄記載の内容は、資料作成時に列挙した項目であって、十分な検討を加えた正確な情報ではない。

選定された建設予定地に当該施設を建設するためには、都市計画の変更手続きが必要になるため、奈良国際文化観光都市建設審議会条例に基づいて、令和2年5月27日及び6月3日に奈良国際文化観光都市建設審議会を開催し、審議を行ったが、継続審議となり、結論は出ていない状況である。今後の進捗状況によっては、建設予定地を再検討する必要もある。

他自治体における事例のように、児童相談所の必要性を認識しつつも、近隣に建設されることについては否定的な意見もあり、一時保護所を地元住民の理解を得ることができないまま、施設を建設したことにより、施設の使用が制限され、運営に支障をきたしている事例もある。

したがって、建設候補地のに関する情報については、審議、検討又は協議に関する情報であり、未成熟で検証の不十分な情報が公になると、誤解や憶測を招き、市民に不安を生じさせ、住民等に不当に混乱を生じさせるおそれがあることから、奈良市情報公開条例第7条第5号に該当する。

第5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえ、本件事案について審査した結果、次のとおり判断した。

1 条例第7条第5号について

条例第7条第5号は、「市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国（中略）の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不

当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

これは、市の機関又は国等の機関の事務又は事業に係る意思決定に著しい支障が生ずるおそれがある情報を不開示とすることを定めたものであり、例えば、行政内部で審議中の案件等で、公にすることにより、市民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがある情報や、行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされるものであり、その間の内部情報のうち、その途中で公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報等が該当する。

なお、「意思決定の過程」とは、特定の事務又は事業における個々の決定手続等が終了するまでの過程のほか、当該事務又は事業が複数の決定手続を要する場合には、当該事案に係る全体としての最終的な意思決定が終了するまでの過程をいう。

2 本件不開示部分の条例第7条第5号該当性について

審査会で見分したところ、本件行政文書2は、市が行う子どもセンター候補地案を検討し、建設地の決定に関する業務の過程で作成されたものであり、候補地の「名称」、「場所」、「周辺自治会」、「現状（敷地）」、「交通アクセス」、「周辺環境」、「メリット」、「デメリット」及び「対応策案」の欄が設けられており、4つの候補地の「名称」ごとにそれぞれの欄に記載がある。

処分庁は、本件行政文書2のうち、子どもセンターの建設地となった「名称」の「場所」、「周辺自治会」、「現状（敷地）」、「交通アクセス」及び「周辺環境」の部分を開示し、それ以外の部分（以下「本件不開示部分」という。）は、条例第7条第5号に該当するため不開示とした。

本件不開示部分は、処分庁が選定した複数の具体的な建設候補地の選定における評価や対応策案など候補地の特定につながる情報が記載されている。これは、処分庁が子どもセンターの建設地決定業務の過程で、建設地の選定前に取得した情報である。未発表の建設候補地は、処分庁内部で検討したものに過ぎず、未だ確定していない意思形成過程に相当する情報と認められる。

処分庁の説明によると、本件開示請求があった時点で、子どもセンターの建設地を表明している。しかし、その建設に当たっては、都市計画の変更手続が残されている状況である。このような状況において、未発表の建設候補地の情報を公にすることは、未発表の建設候補地の周辺住民に無用な不安や誤解を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

第6 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和2年 8月19日	審査庁から諮問を受けた。
令和2年 8月25日	令和2年度第5回審査会 1 審査請求についての概要説明を受けた。 2 処分庁から口頭による説明を受けた。 3 事案の審議を行った。
令和2年 9月25日	令和2年度第6回審査会 事案の審議を行った。
令和2年10月16日	令和2年度第7回審査会 答申案の取りまとめを行った。
令和2年11月 2日	審査庁に対して答申を行った。

○ 奈良市情報公開審査会委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
石黒 良彦	弁護士	
上田 健介	近畿大学法科大学院教授	
杵崎 のり子	奈良学園大学客員教授	会長職務代理者
戸城 杏奈	弁護士	会 長
浜口 廣久	弁護士	